

京都市告示第643号

道路法第10条第1項の規定に基づき、次の市道の路線を平成31年3月31日限りで廃止します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成31年3月25日

京都市長 門川大作

整理 番号	路線名	起 終	点 点	重要な 経過地
1	高速道路2号線	伏見区深草西川原町2番地の6地先 同区向島大黒20番地の3地先		

(建設局土木管理部道路明示課)